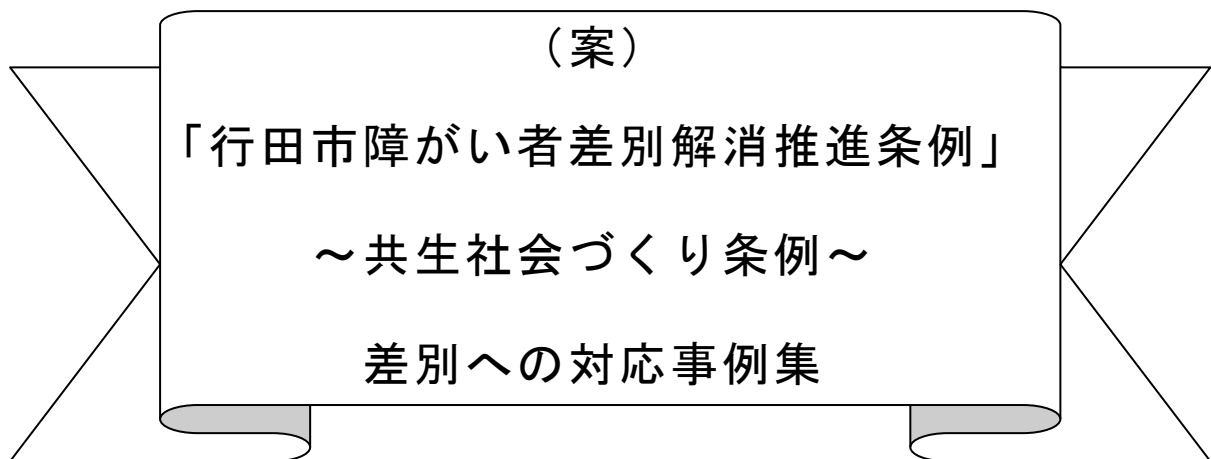


今後、市において差別への対応事例を収集していくうえでの、構成内容の参考としていただき、検討委員会での検討をお願いいたします。



行田市健康福祉部福祉課
障がい福祉グループ

令和 5 年 ● 月

はじめに

本事例集は、行田市障がい者差別解消推進条例（令和5年告示第●号）の制定にあわせ、今後の障がい者差別の解消の参考とするために作成したものです。

内容については、定期的に内容の見直し・更新していくものです。

条例の制定後、本市にて対応した「あっせん」の事例についても掲載していくものです。

※ 本条例における「障害」の表記については、法律名や法令等に基づく制度や施設名・組織名等の固有名詞など、漢字が適当な場合を除き、「障がい」としてあります。

目次

福祉	4 ページ
医療	5 ページ
教育	6 ページ
雇用	7 ページ
居住	8 ページ
交通	9 ページ
商業（サービス業）	10 ページ
その他の分野	11 ページ



作成記入

事例No.	○
①障がい種別	
②差別の区分	
③生活の場面	
④差別事案	
⑤対応内容	

①障がい種別 下記より選択し入力する。

肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、
内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病
その他（記述）（ ）

②差別の区分 下記より選択し入力する。

直接差別・間接差別・関連差別・複合差別・合理的配慮の不提供

③生活の場面 下記より選択し入力する。

福祉・医療・教育・雇用・居住・交通・商業（サービス業）
その他の分野（ ）

④差別事案

具体的な事象について記入し紹介する。
※個人情報の保護に配慮したうえで、具体的事案を掲載する予定。

⑤対応内容

④の事案に対しどのような対応が可能だったのか事例を紹介する。
※個人情報の保護に配慮したうえで、対応すべきであった内容や、合理的配慮
の提供内容等について掲載する予定。

福祉

事例No.	1
① 障がい種別	内部障害
② 差別の区分	関連差別
③ 生活の場面	福祉
④ 差別事案	
	内部障害のための酸素ポンプを利用しているが、それが原因となり施設での受け入れを断られてしまった。
⑤ 対応内容	
	正当な理由なくサービス提供を拒むことは出来ないため、直ちに受け入れの拒否をするのではなく、施設として酸素ポンプ利用によって受け入れが難しいと判断する理由を説明する必要がある。

医療

事例No.	1
① 障がい種別	言語障がい
② 差別の区分	直接差別
③ 生活の場面	医療
④ 差別事案	
	病院で診察を受けた際、担当医が自分の言葉を聞き取ることが出来ず「だれか症状を説明できる人を連れてこい」と乱暴な言葉を吐かれてしまった。
⑤ 対応内容	
	障がい者本人以外に付き添いの方がいないか等、確認をしたり障がいの特性を踏まえ筆談等、言葉以外の方法でコミュニケーションを図るなどの配慮が必要だった。

教育

事例No.	1
① 障がい種別	肢体不自由
② 差別の区分	関連差別
③ 生活の場面	教育
④ 差別事案	
	肢体不自由であるため電車による通学が出来ず、車による通学を希望したこと、車通学は難しいと断られてしまった。
⑤ 対応内容	
	肢体不自由であることを考慮し、通学に関して柔軟に対応できるよう見直しをする必要があった。

雇用

事例No.	1
① 障がい種別	精神障がい
② 差別の区分	間接差別
③ 生活の場面	雇用
④ 差別事案	
	仕事の面接の際に、精神障害者手帳を持っていることを事前に報告したところ、精神障がい者は雇えないと断られてしまった。
⑤ 対応内容	
	病状の状態についての主治医の見解を確認してどのような仕事が可能かどうか検討する必要があった。

居住

事例No.	1
① 障がい種別	身体障がい
② 差別の区分	間接差別
③ 生活の場面	居住
④ 差別事案	
	アパートの契約をしようとしたところ、障がいに対応するための設備の修繕が発生した際に対応が難しいとのことから、契約をすることができなかった。
⑤ 対応内容	
	障がいのあるなしに関わらず、入居を希望する人の相談に乗り、話し合いにより、可能な範囲で環境を整える必要があった。

交通

事例No.	1
① 障がい種別	内部障がい
② 差別の区分	関連差別
③ 生活の場面	交通
④ 差別事案	
	内部障がいの人が、障がい者専用の駐車スペースを利用したところ、係員から利用できないと断られてしまった。
⑤ 対応内容	
	係員は外から見えない障がいがあることを踏まえ、本人に丁寧に話を聴くべきだった。

商業（サービス業）

事例No.	1
① 障がい種別	聴覚障がい
② 差別の区分	合理的配慮の不提供
③ 生活の場面	商業（サービス）
④ 差別事案	
	聴覚障がい者であるため銀行の窓口で筆談の希望を伝えたが、すぐに筆談で対応してくれなかった。
⑤ 対応内容	
	筆談の希望があった場合は、すぐに筆談にて対応する必要がある。

その他の分野

事例No.	1
① 障がい種別	視覚障がい
② 差別の区分	合理的配慮の不提供
③ 生活の場面	その他（行政）
④ 差別事案	
	視覚障がい者であるため、各官公庁で必要な申請書等が記入出来ずに困ってしま った。
⑤ 対応内容	
	各官公庁の職員が代筆して、申請書の受付を行う必要があった。